

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>三芳富士見線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>入間郡三芳町大字藤久保字俣埜三〇一番 五地先から同郡同町大字藤久保字俣埜三〇 四番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年四月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年七月十五日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第十 八号で告示した道路区域の供用開 始である。 延長四一・一三メートル</p>